

○河北郡市広域事務組合廃棄物処理施設設置条例

制定 平成16年3月1日 条例第25号  
改正 平成17年3月2日 条例第4号  
平成18年2月23日 条例第8号  
令和5年2月28日 条例第3号

(設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、河北郡市広域事務組合の区域内における廃棄物を適正に処理するため廃棄物処理施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称、位置及び施設の種別)

**第2条** 施設の名称、位置及び施設の種別は、次のとおりとする。

名 称	位 置	施設の種別
河北郡市浄化センター	河北郡津幡町字能瀬ナ73番地3	し尿処理
河北郡市クリーンセンター	河北郡津幡町字能瀬ナ73番地3	ごみ処理
河北郡市リサイクルプラザ	河北郡津幡町字領家ル9番地1	プラザ棟 廃棄物再生利用施設
河北郡市最終処分場	河北郡津幡町字苧谷ハ24番地	不燃物処分
河北郡市灰埋立場	河北郡津幡町字苧谷ハ87番地	灰埋立処分

(委任)

**第3条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

**附 則**

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月2日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年2月23日条例第8号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年2月28日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。